

## 「生粋かながわ牛」商標使用規程

### （目的）

第1条 この規程は、別表の左欄に掲げる生粋かながわ牛商標（以下「商標」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### （商標に関する権限）

第2条 商標に関する一切の権限は、かながわ産牛肉販売促進協議会に属する。

### （使用の承認）

第3条 商標を使用しようとする者は、あらかじめかながわ産牛肉販売促進協議会長（以下「協議会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 生粋かながわ牛が生産されている市町村が使用する場合
- (2) 「生粋かながわ牛」認定要領（平成26年8月8日付け）第4により認定された業者及び生粋かながわ牛取扱店登録要領（平成26年8月8日付け）第4により登録された販売店及び飲食店等が、生粋かながわ牛の販売促進のために使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が生粋かながわ牛の表示宣伝等を目的として使用する場合
- (4) その他使用承認の手続きを必要としないと協議会長が認める場合

2 協議会長は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。

### （使用の申込）

第4条 前条の承認を受けようとする者は、生粋かながわ牛商標使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。ただし、協議会長が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかるもの（既存パンフレットで可）
- (2) 企画書等、商標の使用内容がわかるもの
- (3) その他協議会長が必要と認める書類

### （使用承認の基準）

第5条 協議会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、商標の使用が生粋かながわ牛の消費拡大につながると認め、使用を承

認するときは、生粋かながわ牛商標使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 商標の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会長はこれを承認しない。
  - (1) 生粋かながわ牛のブランドイメージを損なうおそれがある場合
  - (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合
  - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
  - (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
  - (5) 事業所等が自己のシンボルマークとして使用するおそれがある場合
  - (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
  - (7) その他承認することを協議会長が不相当と認めた場合
- 3 前項の場合、申請に要した費用等については、協議会長は一切の責任を負わない。

（使用上の遵守事項）

第6条 商標を使用する者（以下「商標使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること
- (3) 商標の一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、協議会長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本又はこれに準ずるものを速やかに協議会長に提出すること。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（承認内容の変更等）

第7条 商標使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ生粋かながわ牛商標使用変更申請書（様式第3号）を協議会長に提出しなければならない。

- 2 協議会長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときには、生粋かながわ牛商標使用変更承認書（様式第4号）を交付し、変更を承認するものとする。

（承認の取消し等）

第8条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標使用者に対し、

使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) 商標使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 商標使用者が使用承認に付した条件に違反したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) その他、商標の使用継続が不相当であると認められたとき

2 協議会長は、商標使用者に商標の使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(使用の非独占性)

第9条 商標使用者は、協議会長が承認した用途に限定して商標を使用し、それは非独占的になされるものである。

(経費等の負担)

第10条 協議会長は、本規程により商標使用の承認を行った事業に対し、その事業に係る経費又は役務を負担しない。

(損出補償等の責任)

第11条 協議会長は、商標使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、商標使用に関し必要な事項は、協議会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

別表(第1条関係)



(様式第1号)第4条関係

生粋かながわ牛商標使用承認申請書

平成 年 月 日

かながわ産牛肉販売促進協議会長 様

所在地  
名称  
代表者名 印

生粋かながわ牛を次により使用したいので、申請します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付書類

生粋かながわ牛商標を使用しようとする事業に関する企画書(広告等については、広告の原稿、広告費用、制作数量、広告計画等を明記する)及び会社履歴書を添付してください。

5 連絡先

(様式第2号)第5条関係

生粋かながわ牛商標使用承認書

番号  
平成 年 月 日  
かながわ産牛肉販売促進協議会長

平成 年 月 日付けで申請のあった生粋かながわ牛商標の使用について承認  
します。

使用の際は、生粋かながわ牛商標使用規程を遵守してください。

使用者：

使用承認期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

特記事項：

(様式第3号) 第7条関係

生粋かながわ牛商標使用変更申請書

平成 年 月 日

かながわ産牛肉販売促進協議会長 様

所在地  
名称  
代表者名 印

生粋かながわ牛商標の使用内容を次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

(様式第4号)第7条関係

生粋かながわ牛商標使用変更承認書

番号  
平成 年 月 日  
かながわ産牛肉販売促進協議会長

平成 年 月 日付けで申請のあった生粋かながわ牛商標の使用変更について承認します。

使用の際は、生粋かながわ牛商標使用規程を遵守してください。

使用者：

使用承認期間：

特記事項：